

2020年（令和2年）3月25日

新入園児の保護者の皆様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる保育所等の対応について

日頃から、本市の保育行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、4月からの保育所等の入園を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症への対応について様々なご質問をいただいているところです。

本市においては、新型コロナウイルス感染症対策として、園児および保護者の皆様の感染リスクを抑えるため、市内認可保育施設へ通う園児を対象に、ご家庭での保育が可能な方等に登園自粛のお願いをしているところです。

また、一定の条件をののもとに、保育料の減免を行うこととしています。

新入園児の保護者の皆様におかれましては、4月以降は予定通り復職（就職）に向けて準備をすすめていただくこととなりますが、新型コロナウイルス感染症への対応については次のとおりとなりますのでお知らせいたします。

#### 1 入園に伴う育児休業からの復職等の取扱いについて

本市では、認可保育施設の利用にあたり、育児休業からの復職の場合は入所日の翌月15日までの復職、また、就労内定や求職中の場合は入所日から2ヵ月以内に月64時間以上の就労の開始が必要となっています。（令和2年4月入所の場合、5月15日までに復職）

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応策の影響により、勤務先との調整の結果、「育児休業からの復職日」や「就労開始日」が延期となる場合が想定されることから、5月末を目途に復職日又は就労開始日の延長を認めることとし、その場合は認可保育施設の退所を求めないこととします。

実際に、「育児休業からの復職日」や「就労開始日」の延期を希望される場合は、保育課へ、また、登園開始日等は直接入園する保育所等へご相談ください。

#### 2 登園の自粛等にご協力いただく期間

2020年（令和2年）3月2日（月）から4月5日（日）まで

#### 3 保育料の減免の取扱

##### (1) 対象者

本市に在住し、認可保育施設を利用する0～2歳児（支給認定3号認定児）

※3～5歳児（支給認定2号認定児）の給食食材料費については、食材の購入計

画等の関係から月額徴収を基本としているため、原則として減免は行いません。

## (2) 減免の条件

ア 原則、本市が登園自粛をお願いする期間中に、日曜日および祝日を除き、1日でも登園を控えた場合（欠席した場合）に減免を適用します。なお、登園を控えた日が連続していない場合であっても対象とします。

イ 減免の適用は、原則として感染拡大防止のために登園を控えた場合（欠席した場合）のみとなり、私的な理由（旅行や予定していた里帰り出産等）により欠席した場合は減免の対象とはなりません。但し、普段登園をしていない曜日や期間中の体調不良等による欠席は、減免の対象とします。

## (3) 減免の金額、方法等

ア 減免を適用した場合の保育料（4月分）の計算は、「保育料（月額）×4月の登園自粛日を除く開所日数÷25日（1月あたりの算定基礎日数）」となります。

※開所日数：日曜日及び祝日以外の日数

イ 4月分の保育料は、2020年（令和2年）4月30日に、減免前の金額で一旦、指定口座から引き落とされる予定です。減免による差額分につきましては、5月分以降の保育料引き落としの際に、減免額分を引いた金額を保育料として引き落とす予定です。

## 3 保育料の減免の申請

申請方法は後日お知らせします。

## 4 その他

その他、ご不明な点は、藤沢市保育課までお問い合わせください。

以 上

事務担当 藤沢市 子ども青少年部 保育課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電 話 0466-50-3526（直通）

F A X 0466-50-8446

E-mail fj-hoiku@city.fujisawa.lg.jp